

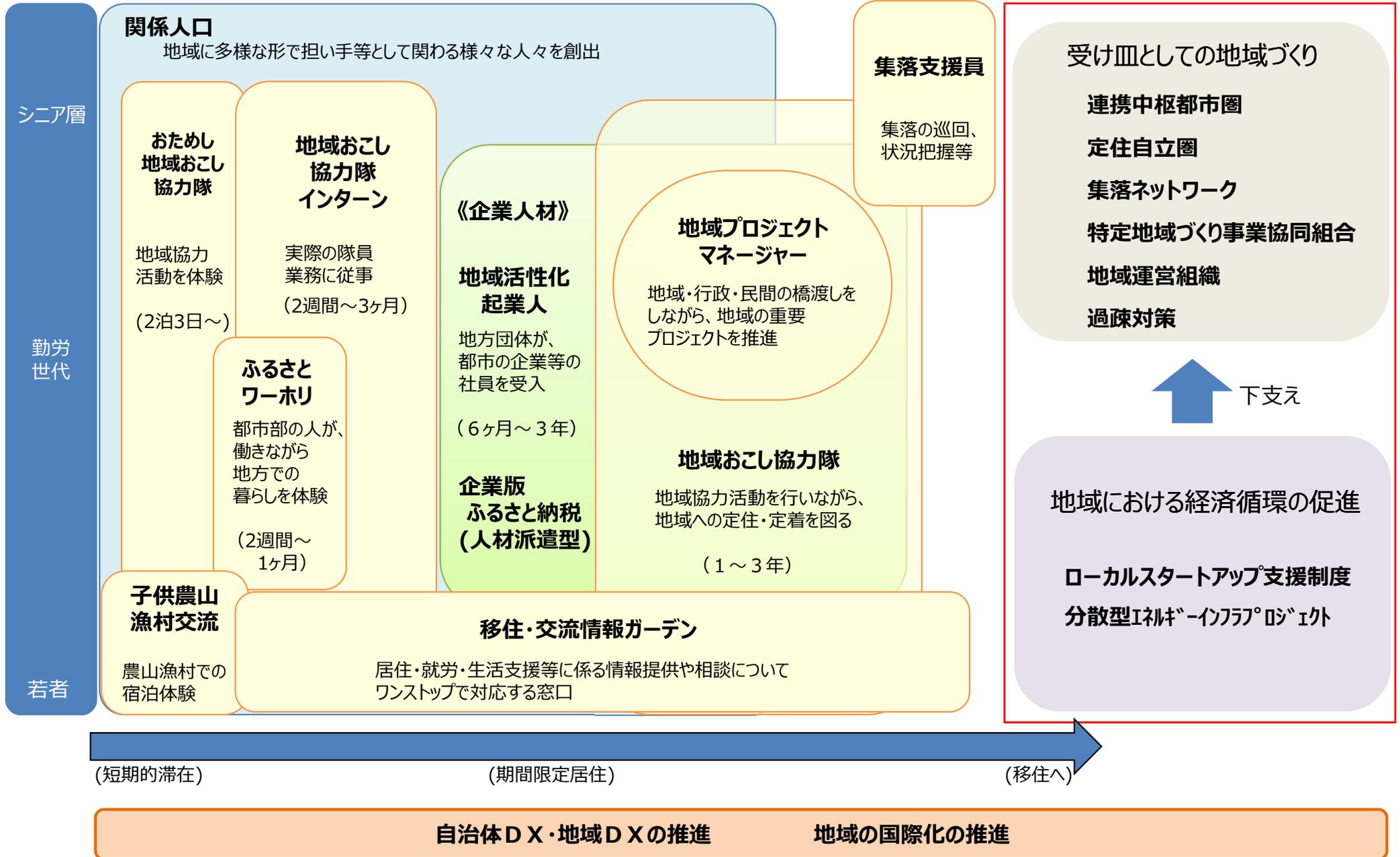
資料2

(総務省の人材活用策について)

総務省の地域活性化施策（人材の確保支援等）

自治体における人材育成

アドバイザー等専門人材の活用



地域おこし協力隊について

- 令和4年度の地域おこし協力隊の隊員数は、前年度から432名増の6,447人となり、インターン参加者数を含めた合計数は、6,813人となった。
- また、受入自治体数は、前年度から31団体増加し、1,118団体（受入可能自治体1,461団体の約77%）となった。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,015人	6,447人
インターン参加者数													106人 (16人)	421人 (82人)
合計	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人	2,799人	4,090人	4,976人	5,530人	5,503人	5,560人	6,114人	6,813人
自治体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,087団体 【2団体】	1,118団体 【2団体】

※ 隊員数、インターン参加者数、自治体数は、総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づくもの（いずれも特別交付税算定（令和4年11月末調査時点）ベース）。

※ 平成26年度から令和3年度の隊員数は、名称を統一した旧「田舎で働き隊(農水省)」の隊員数を含む。

※ () 内の数は、インターン参加者のうち、地域おこし協力隊に任用された者の人数（翌年度任用見込み者数を含む）。

※ 合計は、隊員数とインターン参加者数（翌年度任用見込み者数を除く）の合計値。

※ 【 】 内の数は、自治体数のうち、インターンのみ受け入れた自治体数。

参考：地域おこし協力隊について

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R4.3末調査時点

○ **制度概要**：都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○ **実施主体**：地方公共団体 ○ **活動期間**：概ね1年以上3年以下

○ **総務省の支援**：・ **特別交付税措置**（隊員1人あたり480万円上限 等）

・ **令和5年度予算 2.1億円**

- ・ 隊員のなり手の掘り起こし（地域おこし協力隊全国サミット 等）
- ・ 受入れ・サポート体制の強化（地域おこし協力隊サポートデスク 等）
- ・ 定住促進に向けた起業支援（起業・事業化研修 等）

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①3大都市圏外の市町村

②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

※R5.4.1現在

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興 ○デジタル人材 ○地場製品の開発・販路拡大 ○地域経済活性化 ○移住促進・交流人口の拡大 等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れの期間中に要する経費 上限額 年間560万円／人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)／人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)／団体
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期間

6カ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材
を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド

人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)



外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット

外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(502名)、先進自治体で活躍している職員(28名(組織を含む)) (令和5年4月1日現在 計530名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村：①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
- 財政措置の内容：
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

活用事例

<新潟県胎内市>

【取組事例】

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

【成果・効果】

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い、出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



<北海道栗山町>

【取組事例】

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招聘事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。

【成果・効果】

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。



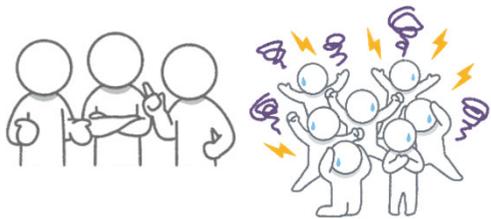
地域プロジェクトマネージャー

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組むことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「ブリッジ人材」について、「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度を令和3年度に創設。
- 令和4年度には70市町村が活用（特別交付税ベース）。

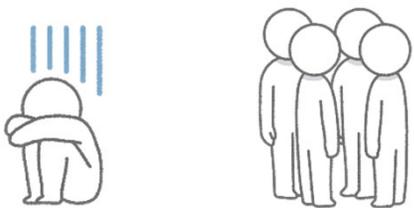
イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感



- ・せっかく外部専門人材を招へいできて孤立



⇒プロジェクトの実があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



- ・チームとしてプロジェクトを推進



⇒プロジェクトを着実に
成果へつなげる！

制度概要

★人物像

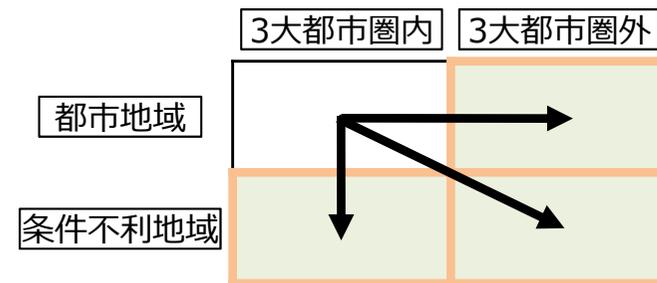
- ・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★地方財政措置

- ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
- ・1市町村あたり2人、1人あたり3年間を上限

★地域要件

- ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
- ・ただし、現地在住の地域おこし協力隊OB・OG、地域活性化起業者OB・OGから任用される場合には移住は求めない



ふるさとワーキングホリデー (H28～) の概要

○ 都市部の人などが一定期間(2週間～1か月程度)地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



- ・ H28～R4において、約4,300人が参加 (R4は、49団体が実施し、572名が参加)。
- ・ 参加者の約9割が満足、約8割が再訪意向があると回答。
- ・ 参加後、同地域において、移住・定住や、地域おこし協力隊として活躍するなどの例。

地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



地元農家・企業等

【農業・漁業・林業・旅館・観光業等】
人手不足の解消が図れるとともに、都市部の若者等との交流が生まれる。



財政措置等により支援(総務省)

広報支援

- ・ 専用のポータルサイトの運用
- ・ SNS (Twitter、facebook、Instagram) の運用
- ・ インターネット広告の実施
- ・ 説明会の開催 等



地方財政措置

地方公共団体が実施するふるさとワーキングホリデーに要する経費について**特別交付税措置**

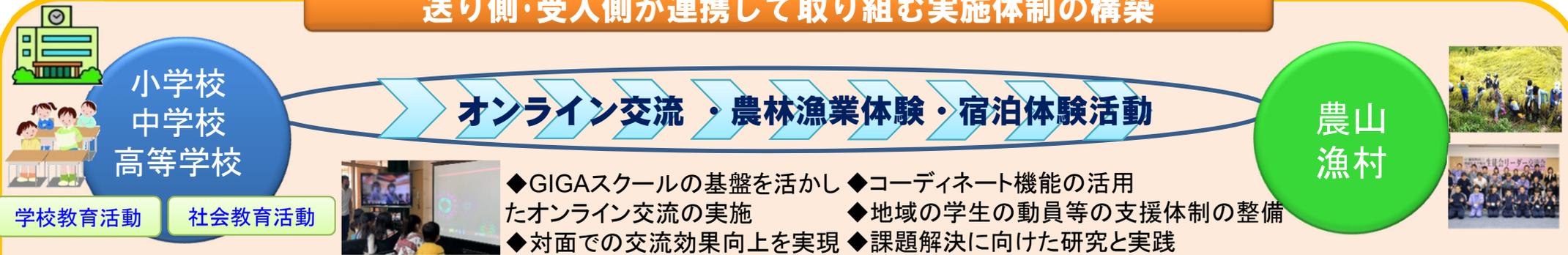
【対象経費の上限額】

1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援するモデル事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援するモデル事業を実施。
- GIGAスクール・自治体DXによる情報通信環境整備の進展等を踏まえ、対面での交流効果をより高めるためのオンライン交流を支援。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



■子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

■体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

【モデル事業対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

■子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

【モデル事業対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・補助員等への謝金 ・子供、教員、補助員等に係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 (調整費、運営費、謝金、特産品の交換) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネートに要する経費 ・宿泊費用、体験料等の施設使用料 ・バスや備品等の借上げ料 ・指導員、NPOスタッフへの謝金 ・子供、教員、補助員等、指導者、NPOスタッフに係る保険料 ・オンライン交流に要する経費 ・受入体制の整備に係る経費 等

集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和4年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,997人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,174人

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉 ※ 国勢調査における人口集中地区については、特別交付税による措置の対象外

○措置額 …… 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 445万円** ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

- 対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費
③集落における話し合いの実施に要する経費
④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員の活動イメージ

■集落点検の実施

- ・市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

■集落のあり方についての話し合い

- ・「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

□集落の維持・活性化に向けた取組

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ②都市から地方への移住・交流の推進、
- ③特産品を生かした地域おこし、
- ④高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤伝統文化継承、
- ⑥集落の自主的活動への支援 等

支援

総務省

関係人口について

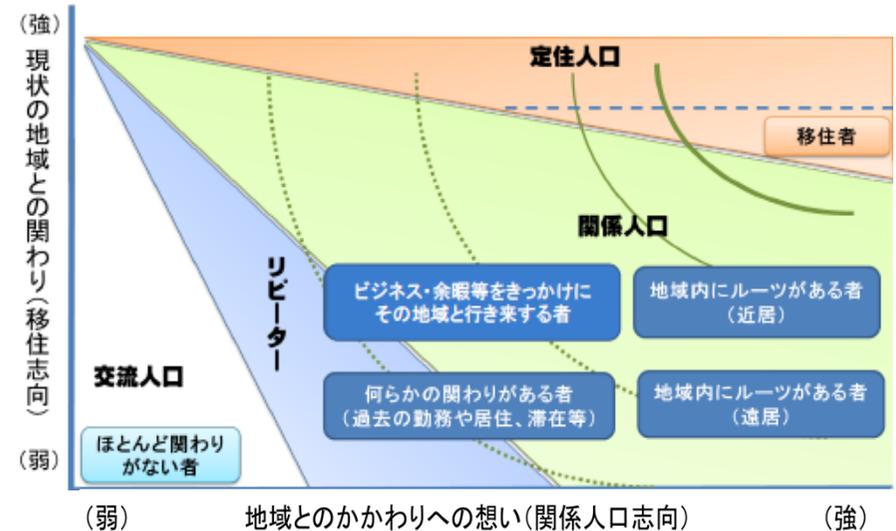
- **「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。**
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。**

関係人口が増えることの意義

関係人口は、地域住民との信頼関係をベースに、**地域の社会課題解決**や**魅力向上**に貢献する存在である。関係人口の活発な往来により、地方の**経済活動**や様々な**魅力向上の取組の活性化**、更には**災害時の支え合い**にもつながる。とりわけ人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が**地域住民の共助の取組に参画**し、地域の**内発的発展を誘発**することが期待される。

（「デジタル田園都市国家構想総合戦略」抜粋）

関係人口のイメージ



関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町（R元モデル事業）>
県立中高一貫校の卒業生を対象とした
関係人口案内人育成



<鳥取県鳥取市（R元モデル事業）>
地方の農業に関心のある都市部からの
滞在者との協働による農業用水路の修繕



<愛媛県西条市（H30モデル事業）>
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場製品のPR



<島根県邑南町（H30モデル事業）>
「はすみファンと共に創る地域」事業
での「INAKAイルミ」の実施